

立山

バス排出ガス規制



平成27年4月から立山の貴重な自然環境や優れた景観を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」により、バスの排出ガス規制を行っています。

※立山有料道路等は、交通安全と自然環境の保全のため、マイカー、タクシー等は通行することができません。

規制対象区間

立山有料道路の桂台料金所から室堂までの区間の道路(県道富山立山公園線)

※立山ケーブルカーの立山駅周辺の道路は規制区間に含まれません。



規制対象車

路線バスおよび**貸切バス** (営業車ではない白ナンバーのバスは含みません。)

規制内容

・自動車NOx・PM法(※)の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しないバスは規制対象区間で運行することができません。

(〈東京都ほか3県)が条例で行っている車種規制に適合するバスであっても上記基準に適合しないバスがあります。)

※正式法律名:自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)

・ただし、適合しないバスでも初度登録をした日から17年間を経過する日までは運行することができます。
(例:初度登録日が平成11年8月1日のバスは平成28年7月31日までの間、運行することができます。)

確認方法

自動車検査証の備考欄に自動車NOx・PM法の基準への適合状況の記載があります。

〈記載例〉

適合するバス

「使用車種規制(NOx・PM)適合」

適合しないバス

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
車 名		
車 台 番 号		
型 式	原 動 機 の 型 式	
所有者の氏名又は名称		
所有者の住所		
使用者の氏名又は名称		
使用者の住所		
使用の本拠の位置		
有効期間の満了する日	平成 年 月 日	
備 考		

適合しないバスを運行した場合

- バス事業者に対し、適合しないバスを立山で運行しないよう指導・勧告を行います。
- 正当な理由なく勧告に従わない事業者は**事業者名等を公表**します。

お問い合わせ



富山県生活環境文化部自然保護課 TEL:076-444-3396 FAX:076-444-4430

詳しくは富山県自然保護課ホームページで http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1709/